

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年8月6日(2020.8.6)

【公表番号】特表2020-517007(P2020-517007A)

【公表日】令和2年6月11日(2020.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2020-023

【出願番号】特願2019-555118(P2019-555118)

【国際特許分類】

G 06 F 21/32 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/32

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月23日(2020.6.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

1つの態様によれば、本発明は、第1又は第2の部類の人間の生体認証のためのコンピュータ・システムにより実行される方法に關わる。そこにおいて、コンピュータ・システムは、データベースを備え、データベースは、第1の部類の第1の人間の記憶される一意的な識別子及び指紋データ、並びに、第2の部類の第2の人間の記憶される一意的な識別子及び指紋データを備える。第1の人間の一意的な識別子を、コンピュータのユーザ・インターフェイスにおいて受信するステップと、第2の人間の一意的な識別子を、コンピュータのユーザ・インターフェイスにおいて受信するステップと、第1の指紋データを、コンピュータの指紋リーダにおいて取得するステップとを含む方法。第1の指紋データは第1の人間のものであるとされており、第2の指紋データを、コンピュータの指紋リーダにおいて取得する。第2の指紋データは第2の人間のものであるとされており、第1の指紋データの取得することが、第2の指紋データの取得することから、第1の所定の時間間隔の中で遂行されるならば、取得された第1の指紋データを、第1の人間の記憶される指紋データと比較し、取得された第2の指紋データを、第2の人間の記憶される指紋データと比較し、第1の人間の記憶される指紋データと比較される第1の指紋データ、及び、第2の人間の記憶される指紋データと比較される第2の指紋データの両方に対して、一致が確認されるときに、肯定的指示を、コンピュータのユーザ・インターフェイス上で提供する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

肯定的又は否定的指示を、ユーザの記憶される他の個人データと関連して、並びに、場合によってはさらに、比較することの時間及び日付と関連して記憶することは、コンピュータ・システムの所有者に、例えば、事象の成り行きに関して再確認する、又は統計的分析を行う、プロセスにおける後程の可能性を提供することになる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1(2)又は第2の部類(3)の人間の生体認証のためのコンピュータ・システム(1)により実行される方法であって、前記コンピュータ・システム(1)は、データベースを備え、該データベースは、前記第1の部類(2)の第1の人間(6)の記憶される一意的な識別子(4)及び指紋データ(5)、並びに、前記第2の部類(3)の第2の人間(9)の記憶される一意的な識別子(7)及び指紋データ(8)を備え、前記方法は、

前記第1の人間(6)の前記一意的な識別子(4)を、コンピュータ(11)のユーザ・インターフェイス(10)において受信するステップと、

前記第2の人間(9)の前記一意的な識別子(7)を、前記コンピュータ(11)の前記ユーザ・インターフェイス(10)において受信するステップと、

第1の指紋データ(12)を、前記コンピュータ(11)の指紋リーダ(13)において取得するステップであって、前記第1の指紋データ(12)は、前記第1の人間(6)のものであるとされている、取得するステップと、

第2の指紋データ(14)を、前記コンピュータ(11)の前記指紋リーダ(13)において取得するステップであって、前記第2の指紋データ(14)は、前記第2の人間(9)のものであるとされている、取得するステップと、

前記第1の指紋データ(12)を取得する前記ステップが、前記第2の指紋データ(14)を取得する前記ステップから、第1の所定の時間間隔(17)の中で遂行される場合、

取得された前記第1の指紋データ(12)を、前記第1の人間(6)の記憶される前記指紋データ(5)と比較するステップと、

取得された前記第2の指紋データ(14)を、前記第2の人間(9)の記憶される前記指紋データ(8)と比較するステップと、

前記第1の人間(6)の記憶される前記指紋データ(5)と比較される前記第1の指紋データ(12)、及び、前記第2の人間(9)の記憶される前記指紋データ(8)と比較される前記第2の指紋データ(14)の両方に対して、一致が確認されるときに、肯定的指示(15)を、前記コンピュータ(11)の前記ユーザ・インターフェイス(10)上で提供するステップと

を含む、方法。

【請求項2】

前記第1の人間(6)の記憶される前記指紋データ(5)と比較される前記第1の指紋データ(12)に対する、確認された一致に応答して、前記方法は、

確認された前記第1の人間(6)の画像(16)を、前記一致が確認された後の第2の所定の時間間隔(18)の中で捕捉するステップと、

捕捉された前記画像(16)を、前記第1の人間(6)の記憶される前記一意的な識別子(4)、及び、記憶される指紋データ(5)と関連して、並びに、場合によってはさらに、捕捉する前記ステップの時間(19)及び日付(20)と関連して記憶するステップと

を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1の人間(6)の記憶される前記指紋データ(5)と比較される前記第1の指紋データ(12)、及び、前記第2の人間(9)の記憶される前記指紋データ(8)と比較される前記第2の指紋データ(14)の両方に対する、確認された一致に応答して、前記方法は、

前記コンピュータ・システム(1)に通信可能に接続されるデバイス(21)を、ロック解除及び/又はロックすることを、

前記デバイス（21）にロック解除信号（22）を送出することにより行うステップを含む、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

前記第1の部類（2）の前記第1の人間（6）の記憶される一意的な識別子（4）及び指紋データ（5）への前記コンピュータ・システムのアクセスを達成するために、前記方法は、

前記第1の人間（6）の一意的な識別子（4）を追加するための指示を、前記コンピュータ（11）の前記ユーザ・インターフェイス（10）において受信するステップと、

前記第1の人間（6）の前記一意的な識別子（4）を、前記コンピュータ（11）の前記ユーザ・インターフェイス（10）において受信するステップと、

前記第1の人間（6）の前記一意的な識別子（4）を記憶するステップと、

前記第1の人間（6）の指紋データ（5）を追加するための指示を、前記コンピュータ（11）の前記ユーザ・インターフェイス（10）において受信するステップと、

前記第1の人間（6）の前記指紋データ（5）を、前記コンピュータ（11）の前記指紋リーダ（13）において取得するステップと、

前記第1の人間（6）の前記指紋データ（5）を、前記第1の人間（6）の記憶される前記一意的な識別子（4）と関連して、並びに、場合によってはさらに、取得する前記ステップの時間（19）及び日付（20）と関連して記憶するステップとを含む、請求項1から3までのいずれかに記載の方法。

【請求項5】

前記第2の部類（3）の前記第2の人間（9）の記憶される一意的な識別子（7）及び指紋データ（8）への前記コンピュータ・システムのアクセスを達成するために、前記方法は、

前記第2の人間（9）の一意的な識別子（7）を追加するための指示を、前記コンピュータ（11）の前記ユーザ・インターフェイス（10）において受信するステップと、

前記第2の人間（9）の前記一意的な識別子（7）を、前記コンピュータ（11）の前記ユーザ・インターフェイス（10）において受信するステップと、

前記第2の人間（9）の前記一意的な識別子（7）を記憶するステップと、

前記第2の人間（9）の指紋データ（8）を追加するための指示を、前記コンピュータ（11）の前記ユーザ・インターフェイス（10）において受信するステップと、

前記第2の人間（9）の前記指紋データ（8）を、前記コンピュータ（11）の前記指紋リーダ（13）において取得するステップと、

前記第2の人間（9）の前記指紋データ（8）を、前記第2の人間（9）の記憶される前記一意的な識別子（7）と関連して、並びに、場合によってはさらに、取得する前記ステップの時間（19）及び日付（20）と関連して記憶するステップとを含む、請求項1から4までのいずれかに記載の方法。

【請求項6】

前記第1の人間（6）の記憶される前記指紋データ（5）と比較される前記第1の指紋データ（12）、及び、前記第2の人間（9）の記憶される前記指紋データ（8）と比較される前記第2の指紋データ（14）の任意のものに対して、一致が確認されないときに応答して、前記方法は、

否定的指示（25）を、前記コンピュータ（11）の前記ユーザ・インターフェイス（10）上で提供するステップ

を含む、請求項1から5までのいずれかに記載の方法。

【請求項7】

前記肯定的指示（15）又は前記否定的指示（25）が提供されたときに、前記方法は、

前記肯定的指示（15）又は前記否定的指示（25）を、前記第1（6）及び前記第2の人間（9）の、記憶される前記一意的な識別子（4、7）、及び、記憶される前記指紋

データ(5、8)と関連して、並びに、場合によってはさらに、比較する前記ステップの時間(19)及び日付(20)と関連して記憶するステップを含む、請求項1から6までのいずれかに記載の方法。

【請求項8】

第1(2)又は第2の部類(3)の人間の生体認証のためのコンピュータ・システム(1)であって、前記第1の部類(2)の第1の人間(6)の記憶される一意的な識別子(4)及び指紋データ(5)、並びに、前記第2の部類(3)の第2の人間(9)の記憶される一意的な識別子(7)及び指紋データ(8)へのアクセスを有し、

前記第1の人間(6)の前記一意的な識別子(4)を、コンピュータ(11)のユーザ・インターフェイス(10)において受信することと、

前記第2の人間(9)の前記一意的な識別子(7)を、前記コンピュータ(11)の前記ユーザ・インターフェイス(10)において受信することと、

第1の指紋データ(12)を、前記コンピュータ(11)の指紋リーダ(13)において取得することであって、前記第1の指紋データ(12)は、前記第1の人間(6)のものであるとされている、取得することと、

第2の指紋データ(14)を、前記コンピュータ(11)の前記指紋リーダ(13)において取得することであって、前記第2の指紋データ(14)は、前記第2の人間(9)のものであるとされている、取得することと、

前記第1の指紋データ(12)を前記取得することが、前記第2の指紋データ(14)を前記取得することから、第1の所定の時間間隔(17)の中で遂行される場合、

取得された前記第1の指紋データ(12)を、前記第1の人間(6)の記憶される前記指紋データ(5)と比較することと、

取得された前記第2の指紋データ(14)を、前記第2の人間(9)の記憶される前記指紋データ(8)と比較することと、

前記第1の人間(6)の記憶される前記指紋データ(5)と比較される前記第1の指紋データ(12)、及び、前記第2の人間(9)の記憶される前記指紋データ(8)と比較される前記第2の指紋データ(14)の両方に対して、一致が確認されるときに、肯定的指示(15)を、前記コンピュータ(11)の前記ユーザ・インターフェイス(10)上で提供することと

を行うように配置構成される、コンピュータ・システム(1)。

【請求項9】

請求項8に記載のコンピュータ・システム上で実行されるときに、前記コンピュータ・システムに、請求項1から7までのいずれかに記載の対応する方法を実行させる、コンピュータ可読コード手段を含むコンピュータ・プログラム。

【請求項10】

請求項9に記載のコンピュータ・プログラムを記憶したコンピュータ可読媒体。